

東京都社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金 よくある問い合わせ【貸付決定後編】

2022.02

【在学中】

| | | |
|---|---|--|
| 1 | Q | 介護福祉士の養成施設として厚生労働省からの指定を受けているが、同学部では同時に社会福祉士の受験資格も取得できる。この場合、介護福祉士の資格を取得せずに社会福祉士の資格を取得して返還免除対象業務に従事した場合、返還免除の対象となるか。 |
| | A | 介護福祉士の養成施設に入学した場合、介護福祉士の資格取得が条件となるため、介護福祉士資格を取得せずに返還免除対象業務に従事しても、返還免除の対象にはならない。 |
| 2 | Q | 借入中に貸付額の変更は可能か。 |
| | A | 減額の手続きのみ可能 。また、変更時期によって変更内容・手続きが異なる。 (1)貸付決定～借用証書の取交しまで 月額・入学準備金・就職準備金の減額ができる。 (2)貸付期間中 就職準備金のみ ※就職準備金を申し込んだが、現在就労している施設等で継続して就労する場合には、返還計画にて手続きののち、返還してもらう。 |

【卒業時】

| | | |
|---|---|---|
| 1 | Q | 通信課程で年度途中で12月卒業の場合、猶予申請のタイミングはいつか？ |
| | A | 卒業年度末に養成施設を通じて、他の修学生と一緒に申請してもらう。 卒業翌年度の4月～が猶予期間となる。 |
| 2 | Q | 卒業時に東京都外の施設に就職した場合、返還免除対象として認められるか。 |
| | A | 東京都外に勤務した場合で返還免除対象として認められるのは、①東京都内にも事業所があること(管理部門だけが東京にあるでは×)、②法人一括採用であること、③自分の意思に反して都外に配属になったの条件を満たす場合のみ。都外の事業所が個別で行っている採用に応募したり、自ら都外施設への配属を希望した場合等は認められない。 この場合、返還猶予申請時に法人一括採用であることが確認できる書類、事業所から発行された辞令等を提出してもらう。 |
| 3 | Q | 修学資金を利用して介護福祉士を取得し、併行して社会福祉士の国家資格を通信で取得予定。この場合、介護福祉士として介護業務に従事しないと免除要件を満たさないのか。 |
| | A | 修学資金を利用して取得した資格をもって従事することが前提。ただし、社会福祉士については相談業務に従事することが難しい場合もあるため、介護業務でも可。 |
| 4 | Q | 修学資金を利用して介護福祉士を取得し、卒業後、社会福祉士の養成施設に通う予定である。この場合、再度修学資金の利用は可能か。 |
| | A | 貸付期間が重複していなければ、貸付けは可能。ただし、どちらか一方は必ず返還となる。 |
| 5 | Q | 養成施設卒業後、看護学校に通う予定である。この場合、返還猶予は可能か。 |
| | A | 不可。卒業後、介護福祉士コースの者が社会福祉士養成施設に通う場合、または社会福祉士コースの者が介護福祉士養成施設に通う場合のみ猶予可。従って、看護学校に通う場合はただちに返還となる。(養成施設の指定を受けていない福祉系大学等も不可) |

【返還免除対象業務(介護業務等)従事中】

| | | |
|---|---|--|
| 1 | Q | 国家資格取得以前から返還免除対象業務に従事している場合、その期間を免除要件となる従事期間に算定してもよいか。 |
| | A | あくまでも 国家資格取得後、登録を済ませた上で返還免除対象業務に従事した期間が対象 。従って、資格登録以前の期間については、算定対象外。(例:3月に試験に合格し、4月から勤務開始したが、登録が5月だったら、算定開始は5月からとなる。) |
| 2 | Q | 非常勤勤務する場合、1日あたりの勤務時間に制限があるか。 |
| | A | 1時間以上勤務すれば、1日とみなすこととする。 |
| 3 | Q | 非常勤で勤務していたが、年間180日を満たすことができなかった。この場合、返還猶予が可能か。 |
| | A | 5年間の従事期間で900日が満たせる見込みがあるならば、すぐに返還とはならない。基本的には年180日以上となるように、ダブルワーク等も視野に入れ、調整をしていただきたい。 |
| 4 | Q | 登録ヘルパー等、仕事を二つ以上掛け持ちした場合、両勤務とも返還免除対象として認められるか。またその場合の申請方法はどのようなものか。 |
| | A | 勤務している事業所が指定施設・業務での範囲内であれば認められる。その場合、従事期間を合算することはできないが、従事日数を合算することはできる。ただし、同日に複数の事業所で勤務した場合は、1日とカウントする。両方の事業所から従事届及び従事日数内訳書を提出してもらい、重複している勤務日がないか、年間180日以上を満たしているかを確認する。 |
| 5 | Q | 派遣会社に登録し、介護事業所等に派遣される場合、返還免除の対象として認められるか。またその場合の申請はどのように行うべきか。 |
| | A | 派遣先が都内の指定施設であれば認められる。派遣先が都外であった場合、返還免除の対象とはならず、返還猶予も認められない。返還猶予申請は従事する事業所の証明をもらい、提出いただく。 |
| 6 | Q | 勤務予定の業務が免除対象かどうか分からない。 |
| | A | 返還免除対象業務一覧で確認できない場合、どのような法律・条例に基づく施設で、どのような事業を行っており、その中でどのような業務を担うのかを確認し、個別に対応する。一概に承認の可否は言えない。 |
| 7 | Q | 返還免除対象業務従事中、災害、疾病、その他やむを得ない事情により従事できなくなった場合、返還猶予は認められるか。またその場合、従事期間は継続しているとみなされるか。 |
| | A | 規則・要領上に規程されている返還猶予事由に該当していれば認められる。ただし、その間は従事期間としてカウントすることはできない。 |

【返還中】

| | | |
|---|---|---|
| 1 | Q | 自己都合で退職し返還となったが、返還途中に返還免除対象業務に再就職した場合、返還残額について再度返還猶予・免除は可能か。 |
| | A | 不可。一度返還決定となった場合、その決定を覆すことはできない。 |
| 2 | Q | 返還中に病気・ケガ等になった場合、返還猶予は可能か。 |
| | A | 規則上、返還中の病気・ケガ等による返還猶予は認められていない。 返還中に返還猶予が認められるのは、無資力であることが証明された場合や、災害・盗難その他事故により返還が困難と認められた場合のみ。 |
| 3 | Q | 返還中に自分が死んだときは、連帯保証人に返還の義務が生じるのか。 |
| | A | 規則上、連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担するものとされているため、返還義務が生じる。 |

【その他】

| | | |
|---|---|---|
| 1 | Q | 連帯保証人に連絡がいくのはどのような時か。 |
| | A | ①修学生が必要な手続きを指定期限までに行わない場合(例:督促状など)。 ②修学生と連絡が取れない場合。 その他、「猶予承認」、「返還免除決定」、返還中の場合に「返還期限到来のお知らせ」など通知がされる。 |